

各保育・教育施設設置者様
施設長・園長様

こども青少年局保育・教育運営課長

遊具の安全確保について

常日頃より、横浜市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。

標記の件について、厚生労働省から事務連絡がありました。別添資料をご確認いただき、以下の点などに気を付けながら、類似の遊具について適切な安全点検を行うなど、安全確保に努めるようお願いいたします。

<確認のポイント>

- ・遊具の使用方法や配置場所の環境などを把握し、事故につながる危険性を予見する観点をもって安全点検を行う
- ・変状及び異常が発見された場合は、適切な措置を行う
 - …園庭などの場合：施設として修繕や撤去などを行う
 - …横浜市が管理する公園などの場合：土木事務所などの管理者へ通報する
- ・子どもの服装についても事故につながりかねない服装ではないか確認する

<添付資料>

- ・児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について（令和4年3月24日付 厚生労働省事務連絡）

担当 保育・教育運営課 運営・指導係
電話 045-671-3564